



住宅用

総合 | 火災保険

パンフレット 兼 重要事項説明書

AIG 損保

大切なお住まいや家財を
火災や台風などの
さまざまなリスクから
お守りします。

ホームプロテクト総合保険

2025.6版

2025年10月1日以降保険始期契約用

火災だけでなく
多発する台風や大雪などの自然災害や
その他の日常生活でのさまざまなリスクから
大切なお住まいや家財をお守りします。

ワイドな補償に加え、
さまざまなオプション(特約)も
ご選択いただけます。
さらに、多彩な割引制度と
付帯サービスも
ご用意しています。

ホームプロテクト総合保険の商品構成

基本となる補償

(地震保険へのご加入をおすすめします。)

火災・自然災害の補償



日常災害の補償



費用の補償



地震保険

※原則自動セット



3つの特長

1

台風や大雪などの自然災害にも充実の体制でサポート

火災だけでなく台風や大雪などの近年多発する自然災害もしっかり補償します。
セブン銀行ATMでの保険金一部受取や甚大な被害に遭われたお客さまへの
保険金の高額内払い（保険金の一部前払い）によって、早期の生活再建をサポートします。

2

簡単・便利なWeb申込が可能

24時間いつでもパソコンやスマートフォンで簡単にお手続きが可能です。
お手続きは、“ペーパーレス”で便利。しかも、うれしいWeb申込割引をご用意！
（保険期間2年以上のご契約の場合にWeb申込が可能です。）

（注1）システムメンテナンスによりWeb申込によるお手続きをご利用いただけない場合があります。
（注2）保険の対象などの条件によって保険期間2年以上でのご契約ができない場合があります。

3

住宅設備・性能に応じた多彩な割引ラインアップ

オール電化住宅にお住まいのお客さま向けのオール電化住宅割引や
建物の外壁の耐火性能に応じた耐火性能割引など、さまざまな割引をご用意しています。

「保険が使える」と勧誘する住宅修理サービスにご注意ください！

近年、お客さまに対して「保険が使える」と言って住宅修理サービス等の勧誘を行う業者が、老朽化が原因の損害にもかかわらず保険金請求を促し、お客さまに高額な手数料を請求する等のトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービス等の契約はせずに、取扱代理店・扱者または弊社にご相談ください。

「建物の復旧に関する特約」が自動セットされます！

住宅修理サービス等の勧誘を行う業者が関与する不正な保険金請求を抑制し、業者とのトラブル防止を目的に「建物の復旧に関する特約」を自動セットします。この特約により、建物に生じた損害については、損害が生じた日の翌日から起算して3年以内に復旧した場合に限り、保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ復旧することを確約（約束）いただき、弊社が認めた場合等については、復旧前に保険金をお支払いします。

CONTENTS

はじめに	1	オプション補償	9
主なご契約プラン	3	ご契約にあたって	13
安心・迅速な事故対応	4	ホームプロテクト総合保険の割引	15
基本となる補償	5	付帯サービス	16
火災・自然災害の補償	5	重要事項説明書	17
日常災害の補償	6	ご契約内容確認のチェックポイント	26
費用の補償	7		
地震保険	8		

主なご契約プラン

ホームプロテクト総合保険は、再調達価額（新価）でご契約いただけます。ご契約金額を限度に同等のものを新たに再築・再取得できる金額をお支払いします。お客さまが心配されるリスクやニーズにあわせて、ご契約プラン（補償内容）をご選択ください。

		対象となる事故		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
		建物の事故例	家財の事故例				
火災・自然災害の補償	1	火災、落雷、破裂・爆発 P5  ● 火災により建物が全焼した。 ● ガス爆発で室内が破損した。	● 漏電による出火で家財が焼損した。 ● 落雷により家電製品が破損した。	○	○	○	○
	2	風災・雹災・雪災 P5  ● 雹で窓ガラスが破損した。 ● 雪で車庫の屋根が破損した。	● 台風で窓が壊れて雨が吹込み、家電製品が破損した。	○	○	○	○
	3	水災 P5  ● 台風で床上浸水し、建物が損害を受けた。 ● 豪雨による落石で建物が破損した。	● 豪雨により崩れた土砂が建物内に侵入し、家財が損害を受けた。	○	×	○	×
日常災害の補償	4	物体の落下・飛来・衝突等、水濡れ、労働争議に伴う破壊行為等 P6  ● 自動車衝突し、建物が破損した。 ● 隕石が落下し、建物が破損した。	● 給排水管の漏水で家電製品が水に浸り、破損した。	○	○	○	○
	5	盗難 P6  ● 泥棒に窓ガラスを割られた。 ● 泥棒に玄関の鍵を壊された。	● 泥棒に現金や家財を盗まれた。 ● 泥棒に金庫を壊された。	○	○	○	○
	6	不測かつ突発的な事故（破損、汚損など） P6  ● 家具をぶつけて壁を破損した。 ● 子どもの玩具が窓ガラスにあたり、ひび割れた。	● 誤ってテレビを倒し液晶画面が割れた。 ● テーブルから一眼レフカメラが落下し破損した。	○	○	×	×



※BプランとDプランは、原則、保険の対象である建物または家財を収容する建物がM構造の共同住宅（区分所有等）の場合にご選択いただけます。

費用の補償	
7	事故時諸費用保険金 P7  上記 1 ～ 6 の事故により損害保険金が支払われる場合で、臨時に費用が生じるときにお支払いします。
8	残存物取片づけ費用保険金 P7  上記 1 ～ 6 の事故により損害保険金が支払われる場合で、残存物取片づけ費用が生じるときにお支払いします。
9	地震火災費用保険金 P7  地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因の火災で、所定の損害が発生した場合にお支払いします。
10	損害防止費用保険金 P7  上記 1 の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動の費用をお支払いします。

※ 7 8 9 をセットしないご契約を選択することもできます。

地震保険（原則自動セット） P8



地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害を補償します。

オプション補償 P9～12



さまざまなオプション補償をご用意しました。お客さまのニーズにあわせて、ご選択ください。

安心・迅速な事故対応

大規模な自然災害時にも充実の体制でサポートし、お客さまに安心をお届けします。

AIG損保の損害
サービスが頼りになる
理由はこちら



主たる契約プラン／
安心・迅速な事故対応

基本となる補償

オプション補償

ご契約にあたって

ホームプロテクト
総合保険の割引

付帯サービス

重要事項説明書

ご契約内容確認の
チェックポイント

POINT ①

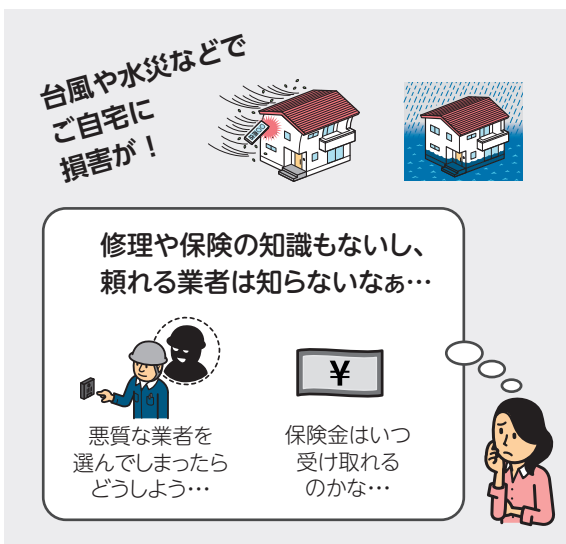
火災、風災、水災、水濡れなどにより建物に損害が発生・・・
こんなときに頼れる業者をご紹介します！

アーキテクトサービス(建物の修復工事サービス)

お客さまのご要望に応じて、弊社と提携している「保険知識」と「建物知識」を兼ね備えた建設の専門家を無料で派遣して、安心をお届けするサービスです。

対応内容	損害調査	火災、風災、水災、水濡れなどにより建物に損害が発生した場合に、損害調査を適切に行います。
	修復工事	建設の専門家が修復工事を行うことで、安心の品質で修復することができます。 ※大規模災害時や地域によってはお受けできない場合があります。

- ▶ 自動セットされる「建物の復旧に関する特約」により、保険金のお支払いには建物の復旧または復旧の確約が条件です。
- ▶ 復旧業者のご手配が難しい場合は、AIG損保の提携業者をご紹介します。
- ▶ 保険知識と建物知識を活かした損害調査により、保険金のご請求からお受取りまでがスムーズです。



アーキテクトサービスは AIG損保の提携業者を ご紹介するサービスです！

- 保険知識と建物知識が豊富な建設の専門家が駆け付けます
- 全国無料で出張対応
- 保険金請求もスムーズ



POINT ②

保険金を迅速にお支払いすることで、早期の生活再建をサポートします！

保険金の高額内払い(AIG Property Claims Promise)

火災や自然災害により保険金がお支払いできる場合、保険金請求書などの通常必要な書類の提出前に、損害保険金の見込み額の最大50%までの保険金を最短10日でお支払いすることが可能です。

※損害額が一定額以上の大規模なケースや、仮住まいの確保が必要になるケースなど、生活再建への資金需要が高いと認められる事案が対象となります。



ATM受取(現金受取サービス)

お客さまがメールやSMSで通知された現金受取に必要な情報をセブン銀行ATM*に入力するだけ(キャッシュカードや預貯金証書不要)で保険金の一部(最大10万円)を最短1時間ほどで現金でお受取りいただけます。

※セブン銀行ATMは、セブン-イレブンをはじめ、駅、空港、その他の商業施設などに27,000台以上が設置されています。(2025年1月現在)

その他こんな
サポートも

道路事情などにより出張対応が難しい場合
ビデオ通話を用いた
非対面の損害確認

地震が発生したとき女性のお客さまに
女性スタッフによる
地震損害の確認

お客さま満足度
95.5%※

※「満足」「やや満足」とお答えになったお客さまの割合(2024年 弊社実績)

基本となる補償

火災・自然災害の補償(損害保険金)

火災や自然災害のリスクから大切なお住まいや家財を補償します。



※保険金は、損害の額から自己負担額を差し引いて、お支払いします。

■保険金をお支払いする場合

① 火災、落雷、破裂・爆発 自己負担額 なし

火災、落雷または破裂もしくは爆発によって保険の対象である建物または家財に損害が発生した場合



② 風災・雹災・雪災 自己負担額 なし/20万円

風災、雹災または雪災によって保険の対象である建物または家財に損害(注1)(注2)が発生した場合

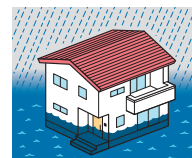
(注1) 風、雨、雪、雹、砂塵などの吹込みによる損害は、建物外部が風災・雹災・雪災によって破損し、その部分からの吹込みによる損害に限ります。

(注2) 雪災の損害は、複数の損害が別々の事故によることが明確でない場合は、1回の事故による損害とみなします。



③ 水災 自己負担額 なし

水災によって保険の対象である建物または家財に損害が発生した場合



水災による保険金お支払方法(ご契約の型によりお支払方法が異なります。)

損害の程度		契約タイプ	I 型	II 型
① 保険の対象である建物または家財にそれぞれの再調達価額の30%以上の損害			損害の額×100%	損害の額×100%
② 保険の対象である建物または家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、建物または家財にそれぞれ生じた損害	ア. 再調達価額の15%～30%未満の損害			ご契約金額×15% (1敷地内300万円限度)
	イ. 再調達価額の15%未満の損害			ご契約金額×5% (1敷地内100万円限度)

※II 型の場合で、②アとイの損害保険金の合計額は、1事故1敷地内ごとに300万円を限度とします。

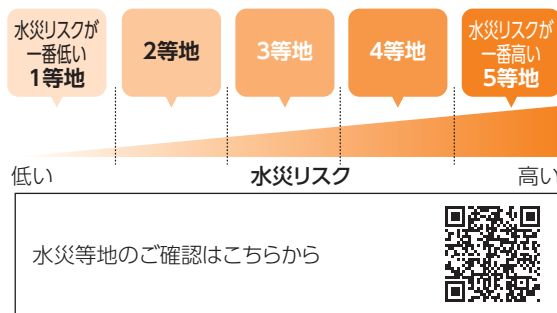
【水災リスク】

- 水災による損害の増加と地域間の公平性から水災料率を市区町村別の水災等地(5区分)に細分化しました。

- 水災等地は市区町村別の相対的な水災リスクを表す意味合いのもので、どの等地でも水災は発生する可能性があります。

※国土交通省のハザードマップポータルサイト等で、河川の氾濫による洪水や土砂災害等の危険度を確認できます。

※水災等地は、河川の氾濫(外水氾濫)、集中豪雨などでの下水道等からの雨水の流出(内水氾濫)や土砂災害など水災リスク全体で見ており、洪水ハザードマップなどの一般情報とは異なります。



⚠ 保険金をお支払いできない主な場合(①～⑪ 共通)

- ご契約者や被保険者等の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 保険の対象である家財または保険の対象である建物の鍵が保険証券記載の建物の屋外にある間にそれぞれに生じた盗難(敷地内に所在する宅配物に生じた事故を除きます。)
- 保険の対象の置き忘れや紛失による損害
- 保険の対象の欠陥による損害
- 保険の対象である建物の鍵の置き忘れ、紛失または盗難により生じたドアの錠の損害
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。) または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害
- ねずみ食い、虫食い等による損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損で、保険の対象ごとにそれが有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 屋根材(屋根を構成するスレート、瓦、鋼板、コンクリート等をいい、棟板金および陸屋根の防水層を含みます。) または樋に生じたゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮きその他類似の事由によって生じた損害。ただし、①～⑤の事故(通貨などの盗難の場合を除きます。) によって生じた損害については適用しません。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害(地震火災費用保険金を除きます。) など

日常災害の補償(損害保険金)

日常災害のリスクから大切なお住まいや家財を補償します。

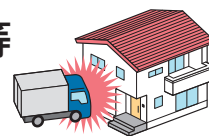


※保険金は、損害の額から自己負担額を差し引いて、お支払いします。

■保険金をお支払いする場合

④ 物体の落下・飛来・衝突等、水濡れ、労働争議に伴う破壊行為等

自己負担額 なし／10万円／20万円



次の事由によって保険の対象である建物または家財に損害が発生した場合

- 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊
- 騒擾およびこれに類似の集団行動
- 建物内部での車両またはその積載物の衝突もしくは接触
- 労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

次の事故に伴う漏水、放水または溢水(水があふれることをいいます。)による水濡れ

- 給排水設備に生じた事故
- 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

⑤ 盗難 自己負担額 なし

盗難によって保険の対象である建物または家財について盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合



盗難による保険金お支払方法

盗難による被害物	お支払いする保険金
A. 建物・家財 (下記B.を除きます。)	損害の額 ● ご契約金額を限度に保険の対象それぞれの再調達価額。ただし、1個または1組の価額が30万円超の美術品等は1個または1組ごとに100万円かつ1事故につき300万円を限度
B. 生活用の通貨など (家財を保険の 対象とした場合)	損害の額 ● 通貨、小切手、切手または印紙:1事故1敷地内ごとに合計20万円限度 ● 預貯金証書:1事故1敷地内ごとに200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額を限度 ● 乗車券等:1事故1敷地内ごとに20万円限度

⑥ 不測かつ突発的な事故(破損、汚損など) 自己負担額(下表参照)

不測かつ突発的な事故によって保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合

なお、前記①～⑤の事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。
ただし、給排水設備自体に生じた事故は含みます。



保険金額と自己負担額

保険の対象	保険金額	自己負担額		
		①	②	③
建物	保険証券記載の保険金額 (支払限度額)(注1)	5万円	1事故目:5万円	10万円(注3)
家財		5万円	2事故目以降:10万円(注2)	1万円(注4)

(注1) 保険の対象が家財の場合は30万円が限度となります。

(注2) 適用する事故の回数、保険の対象(建物または家財)ごとに保険金を支払う事故の発生順により決まります。

(注3) 保険の対象が建物のみの場合も適用となります。

(注4) 保険の対象が家財のみの場合は選択できません。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

⑥ 不測かつ突発的な事故(破損、汚損など)については、前記「保険金をお支払いできない主な場合(①～⑪共通)」のほか次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いできません。

- 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的な事故によって生じた損害
- 詐欺、横領によって生じた損害
- 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害
- 凍結により保険の対象である建物の給排水設備に生じた損害。ただし、その給排水設備の損壊を伴う損害は除きます。
- コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器等に生じた損害
- 移動体通信端末機器および携帯式電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等)ならびにこれらの付属品について生じた損害
- ドローンその他の無人航空機、模型航空機(遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるもの)およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品について生じた損害

基本となる補償

費用の補償(費用保険金など)

各種費用も幅広く補償します。



※通貨などの盗難の場合は、⑦、⑧はお支払いできません。

■保険金をお支払いする場合

⑦ 事故時諸費用保険金

P5～6記載の①～⑥の事故により損害保険金が支払われる場合で、臨時に費用が生じるとき
ただし、屋外設備・装置に生じた費用を除きます。

お支払いする保険金

ご契約条件により次のとおりお支払いします。

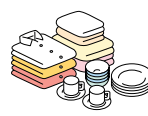
支払割合	1事故1敷地内ごとの支払限度額
損害保険金の10%	100万円
損害保険金の30%	100万円または300万円

※お支払い対象となる事故をP5記載の①に限定することも可能です。

事故時諸費用保険金は使用用途を限定していないため、以下のような思いがけない出費にも自由に使うことができます。



仮修理費用



生活必需品
購入費用

その他

・飲み物・食料品
・交通費
(移動時のガソリン代)
・ペットホテル費用
(ペットに関わる費用)
など

⑧ 残存物取片づけ費用保険金

P5～6記載の①～⑥の事故により損害保険金が支払われる場合で、残存物取片づけ費用が生じるとき

お支払いする保険金

実際に支出した額 [損害保険金の10%に相当する額を限度]



⑨ 地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因の火災で、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当し、それによって臨時に費用が生じる場合。ただし、屋外設備・装置に生じた費用を除きます。

- 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼(注1)以上となったとき
 - 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半焼(注1)以上またはその家財が全焼(注2)となったとき
- (注1) 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失部分の床面積がその建物の延床面積の20%以上となった場合をいいます。
- (注2) 家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。(家財には1個または1組の価額が30万円を超える美術品等は含みません。)

お支払いする保険金

ご契約金額×5% [1事故1敷地内ごとに300万円限度]

地震火災費用保険金支払割合変更特約 オプション

この特約をセットした場合、「⑨ 地震火災費用保険金」の支払割合が5%から50%にアップします。(注1)

〈お支払い例〉ご契約金額3,000万円の場合

地震保険をご契約の場合
(ご契約金額の
上限50%でご加入の例)

50% (1,500万円)
(地震保険によるお支払い)

5% (150万円) (注2)

全焼のとき、ご契約金額の
55% (1,650万円)
をお支払いします。

この特約をセットすると

50% (1,500万円)
(地震保険によるお支払い)

50% (1,500万円)
(地震火災費用保険金)

全焼のとき、ご契約金額の
100% (3,000万円)
をお支払いします。

※この特約の保険料は地震保険料控除の対象外となります。

(注1) この特約のセットにあたっては、弊社所定の条件があります。

(注2) この特約をセットしない場合の⑨ 地震火災費用保険金の支払割合

⑩ 損害防止費用保険金

損害保険金が支払われる場合でP5記載の①の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動の費用を支出した場合

屋外設備・装置に生じた費用、地震火災費用保険金の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用を除きます。

お支払いする保険金

実際に支出した額

⑪ 修理付帯費用補償特約 (併用住宅の場合、自動的にセット)

保険証券記載の建物にP5記載の①の事故による損害が生じた結果、その復旧にあたり原因調査費用、仮修理費用等(居住用部分の費用は除きます。)が発生した場合

お支払いする保険金

弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用

[1事故1敷地内ごとに保険証券記載の建物の保険金額(支払限度額)の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度]

地震保険

※原則自動セット(地震保険単独ではご契約いただけません。)

ホームプロテクト総合保険で補償されない地震等の損害を補償します。



■保険金をお支払いする場合

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象である建物または家財に生じた損害が、「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」に該当した場合に、保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度に応じて地震保険のご契約金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)をお支払いします。

地震保険は、震災後の生活再建を目的とした、政府と共同運営する保険です。

お支払いする保険金

損害の 程度 (注1)	保険金をお支払いする場合			お支払いする 保険金の額
	建物		家財	
	主要構造部 (軸組、基礎、柱、壁、屋根等)の損害額が	焼失または流失した床面積が	家財の損害額が	
全損	建物の時価の 50%以上	または 建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上	地震保険の ご契約金額の100% (時価限度)
大半損	建物の時価の 40%以上50%未満	または 建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の時価の 60%以上80%未満	地震保険の ご契約金額の60% (時価の60%限度)
小半損	建物の時価の 20%以上40%未満	または 建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の時価の 30%以上60%未満	地震保険の ご契約金額の30% (時価の30%限度)
一部損 (注2)	建物の時価の 3%以上20%未満	床上浸水	家財の時価の 10%以上30%未満	地震保険の ご契約金額の5% (時価の5%限度)
		建物が床上浸水または地盤面より 45cmを超える浸水を受け損害が 生じた場合で、全損・大半損・小半損・ 一部損に至らないとき		

※1回の「地震等」(注3)による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。(2025年4月現在)

〈ご参考〉東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

(注1) 損害の程度の認定は、「地震保険損害認定基準」(注4)(注5)に従います。「地震保険損害認定基準」については「地震保険のご契約のしおり」をご参照ください。

(注2) 損害の程度が一部損に至らない場合や、門、塀、垣、エレベーターまたは給排水設備のみの損害など主要構造部に該当しない部分のみの損害の場合は、保険金をお支払いできません。

(注3) 72時間以内に生じた2回以上の「地震等」は、これらを一括して1回の「地震等」とみなします。

(注4) 国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。

(注5) 地震発生時点の基準が適用されます。

地震保険の割引制度

地震保険には住宅の免震・耐震性能等に応じた保険料の割引制度があります。

割引の適用を受けるためには、所定の確認資料が必要です。詳しくはP29をご参照ください。

地震保険料控除制度

ご契約者が個人の場合、払い込みいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。

	所得税の取扱い	住民税の取扱い
控除額	最高5万円	最高2万5千円
控除対象額	払込地震保険料の全額(注6)	払込地震保険料の半額(注6)

(注6) 地震保険の保険期間が1年を超える場合(地震保険長期契約)で、一括で保険料を払い込みいただいた場合には、払い込みいただいた保険料を地震保険の保険期間で除した額が毎年の控除対象額となります。分割払の場合には、実際にその年中に払い込みいただいた地震保険料が、控除対象額となります。上記は2025年4月現在の税法上の取扱概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。



保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 地震等の際における保険の対象の紛失または盗難
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

建物に関する特約



✓ ドアロック交換費用補償特約 戸建 マンション (区分所有)

建物のドアのかぎが盗まれた場合にドアロックの交換費用を補償します。

■ 保険金をお支払いする場合

保険証券記載の建物のドアのかぎが日本国内で盗難された場合において、被保険者がドアロックの交換に必要な費用を負担した場合

お支払いする保険金

ドアロックの交換のために、実際に支出した費用 [1事故につき3万円限度]



✓ 防犯装置設置費用補償特約 戸建 マンション (区分所有)

建物へ不法侵入されたことによる防犯装置の設置費用を補償します。

■ 保険金をお支払いする場合

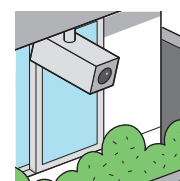
保険証券記載の建物において、保険期間中に犯罪行為 (注) が発生し、かつ、被保険者がその犯罪行為と同種の犯罪行為を防止するために建物の改造費用を負担した場合

(注) 不法侵入を伴った形跡があきらかなもので、ご契約者または被保険者がその犯罪行為について警察官に届け出たものに限りです。

お支払いする保険金

防犯装置を設置するために、犯罪行為発生の日から180日以内に実際に支出した費用 [1事故につき20万円限度]

※上記の2特約はセットでのご契約となります。なお、共同住宅 (区分所有の専有部分を除く) にはセットできません。



✓ 臨時賃借・宿泊費用補償特約 戸建 マンション (区分所有)

建物または家財が所定の損害を被った場合に、臨時に賃貸住宅を賃借する費用または宿泊施設を利用する費用を補償します。

■ 保険金をお支払いする場合

P5～6記載の①～⑥の事故 (通貨などの盗難の場合を除きます。) によって保険の対象である建物または家財が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合

- 保険の対象が建物である場合には、その建物が半損 (注1) 以上となった場合
- 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半損 (注1) 以上となった場合、またはその家財が全損 (注2) となった場合

(注1) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の損害を受けた部分の床面積がその建物の延床面積の20%以上となった場合をいいます。

(注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。

お支払いする保険金

臨時に賃貸住宅を賃借または宿泊施設を利用したことによって生じる費用 [1か月につき10万円限度かつ1事故につき6か月限度]

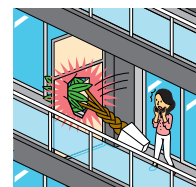


✓ 専用使用権付共用部分修理費用補償特約 マンション (区分所有)

マンション管理組合の規約に基づき、区分所有者が専有している共用部分の損害の修理費用を負担した場合に補償します。

■ 保険金をお支払いする場合

P5～6記載の①～⑥の事故 (通貨などの盗難の場合を除きます。) によって保険証券記載の建物の専用使用権付共用部分について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき自己の費用で修理した場合



☞ 専用使用権付共用部分とは

特定の区分所有者のみが使用できる権利を有する共用部分で、バルコニー、ルーフバルコニー、専用庭、駐車場、駐輪場、玄関ドア、窓枠、窓ガラス、網戸、トランクルーム等が該当します。専用使用権が付与された共用部分やその使用料等は、管理組合の規約に定められ、マンションごとに異なります。

お支払いする保険金

専用使用権付共用部分の修理のために、実際に支出した費用 [1事故1敷地内ごとに10万円限度]

家財に関する特約



持ち出し家財補償特約

戸建

マンション
(区分所有)

保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財と、その建物外で取得した家財を持ち帰るまでの間の損害を補償します。

■保険金をお支払いする場合

次のいずれかに該当する方によって保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財(注)について日本国内の偶然な事故により損害が生じた場合

- | | | | |
|------------------------|---------|---------------|-----------------|
| ① 保険証券の被保険者欄に記載された被保険者 | ② ①の配偶者 | ③ ①または②の同居の親族 | ④ ①または②の別居の未婚の子 |
|------------------------|---------|---------------|-----------------|

※置引きによる損害、自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品に生じた損害はお支払いできません。
(注) 被保険者または被保険者の同居の親族が日本国内で取得し、持ち帰るまでの間の家財を含みます。



お支払いする保険金

事故内容	お支払いする保険金の額
保険証券記載の建物外における生活用の通貨、小切手、切手または印紙、乗車券等の盗難	損害の額 [1事故につき5万円限度]
保険証券記載の建物外における生活用の預貯金証書(キャッシュカードを含みます。)の盗難	損害の額 [1事故につき保険証券記載の支払限度額を限度]
上記以外の家財の偶然な事故	損害の額(再調達価額)(注) [1事故につき保険証券記載の支払限度額を限度]

(注) 美術品等の場合は、時価額とします。また、美術品等で1個または1組ごとの損害の額が30万円を超える場合は、1個または1組ごとに30万円とみなします。

※「持ち出し家財補償特約」が既にご加入の別の保険契約にセットされている場合には、補償が重複することがあります。ご契約の前に、補償内容を十分ご検討ください。



美術品等の明記に関する特約

戸建

マンション
(区分所有)

自動補償の範囲を超える、1個1組30万円超または合計額で300万円超の美術品等をお持ちの方に
おすすめする補償です。

■保険金をお支払いする場合

明記物件(次に掲げる物で保険証券に明記された物)にP5～6記載の①～⑥で補償する事故(通貨などの盗難の場合を除きます。)によって損害が発生した場合

- 美術品等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本(本などの原稿)、設計書、帳簿など

【参照:P13 ご契約にあたって/■保険の対象をお選びください。/●保険の対象に含まれるもの/美術品等】



保険の対象とする美術品等を申込書に明記する必要があります。

お支払いする保険金

P5～7記載の①～⑩の契約条件に基づき、損害保険金および費用保険金をお支払いします。なお、損害の額は時価額により定めます。[損害保険金は保険証券記載の支払限度額を限度]

※明記物件のご契約金額が時価額の80%未満となる場合、お支払いする保険金が削減されますのでご注意ください。

※盗難の場合は、1事故につき1個または1組ごとに100万円を限度

オプション補償

ご近所や他人などに対する特約



個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)

示談交渉サービス付き

戸建

マンション
(区分所有)

他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊してしまった場合の補償と、他人から預かった財物を壊してしまった場合などの補償がセットになった特約です。

■保険金をお支払いする場合

個人賠償保険

日本国内で被保険者(注1)が次の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担する場合

- 住宅(本人の居住の用に供される建物および保険証券記載の建物をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- 被保険者(注1)の日常生活に起因する偶然な事故

受託品賠償保険

日本国内で受託品(注2)(注3)が次に掲げる間に損壊、紛失または盗取されたことにより受託品について正当な権利を有する者に対し、被保険者(注1)が法律上の損害賠償責任を負担する場合

- 受託品が、住宅(保険証券記載の建物)内に保管されている間
- 受託品が、被保険者(注1)によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅(保険証券記載の建物)外で管理されている間

(注1)この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する方です。

① 本人(保険証券の賠償責任被保険者本人欄に記載された者)	② ①の配偶者	③ ①または②の同居の親族	④ ①または②の別居の未婚の子
⑤ ①が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(①の親族に限ります。)。ただし、①に関する事故に限ります。	⑥ ②から④までに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(責任無能力者の親族に限ります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。		

(注2)被保険者(注1)が、日本国内において受託した財物に限ります。

(注3)通貨、自転車、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機など特約に定める一部の財物は、補償の対象となる受託品に含みません。



お支払いする保険金

個人賠償保険金	被害者に対する損害賠償金、訴訟費用など [1事故につき1億円を限度]
受託品賠償保険金	受託物の所有者に対する損害賠償金、訴訟費用など [1事故につき10万円を限度]

賠償事故の示談交渉をサポートします。(賠償事故解決特約)

個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)に自動的にセットされます。



類焼損害補償特約

戸建

マンション

類焼先が加入している火災保険等で十分な復旧ができない場合、法律上の責任にかかわらず不足分を再調達価額で補償します。

■保険金をお支払いする場合

保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発の事故によって近隣の住宅やそれらに収容された家財に類焼による損害が生じた場合

お支払いする保険金

類焼損害保険金	類焼した建物や家財の損害の額 [保険期間を通じて1億円を限度(保険期間が1年超の場合は、各契約年度ごとに1億円を限度)] ※損害の額から他の保険契約等の保険金および共済金の支払責任額の合計額を差し引いた額をお支払いします。
損害防止費用保険金	保険証券記載の建物または家財に生じた損害に対して損害保険金が支払われる場合で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動の費用をお支払いします。



その他の特約



弁護士費用等補償特約

日弁連弁護士紹介サービス付き

戸建

マンション
(区分所有)

事故の被害により被保険者が負担した法律相談費用や弁護士費用等を補償します。被保険者が個人である場合にご契約いただけます。

■保険金をお支払いする場合

日本国内の事故により被害(注1)が発生し、被保険者(注2)またはその法定相続人が法律相談費用または弁護士費用等を負担した場合(注3)(注4)

(注1)この特約における被害は、次のいずれかをいいます。

- ① 被保険者(注2)が被った身体の障害
- ② 住宅(保険証券記載の建物)または日常生活用財産の滅失、損傷もしくは汚損

(注2)この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する方です。

- ① 保険証券の被保険者欄に記載された被保険者
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ ①または②の別居の未婚の子

(注3)弊社の同意を得て負担した費用に限りです。

(注4)弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、弊社の事前承認が必要です。



お支払いする保険金

法律相談費用保険金	1事故につき1名あたり10万円限度
弁護士費用等保険金	1事故につき1名あたり300万円限度

※弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用など費用ごとに特約に定める金額を限度とします。



借家人賠償責任・修理費用補償特約

示談交渉サービス付き

賃貸

【併用住宅(事務所兼住宅など)の場合にセット可能】

借戸室の入居者が大家さんへの賠償費用を補償します。

借家人賠償責任と修理費用補償がセットになっているため安心です。

■保険金をお支払いする場合

借家人賠償責任

被保険者の借戸室が次の事故により損害を受け、被保険者がその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担する場合

- ① 火災、破裂または爆発 ② 盗難
- ③ 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(水があふれることをいいます。)による水濡れ
- ④ 上記①～③以外の不測かつ突発的な事故

修理費用

次の事故により借戸室について損害が発生し、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実にこれを修理した場合。ただし、借家人賠償責任によって保険金を支払う場合を除きます。

- ① 火災、落雷、破裂・爆発 ② 風災・雹災・雪災 ③ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等
- ④ 給排水設備の事故等による水濡れ ⑤ 騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為 ⑥ 盗難 ⑦ 水災
- ⑧ 上記①～⑦以外の不測かつ突発的な事故

お支払いする保険金

借家人賠償責任保険金	借戸室の貸主に対する損害賠償金、訴訟費用など [1事故につき保険証券記載の支払限度額を限度]
修理費用保険金	被保険者が実際に支出した修理費用[1事故につき100万円限度]

賠償事故の示談交渉をサポートします。(賠償事故解決特約)

借家人賠償責任・修理費用補償特約に自動的にセットされます。



ご契約にあたって

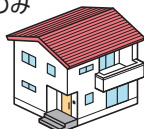
保険料は、保険の対象、建物の所在地、構造・用法、延床面積、建物の建築年月、ご契約金額、保険期間、各種割増引などによって決定されます。

■保険の対象をお選びください。

●保険の対象

専用住宅または併用住宅(事務所兼住宅など)の建物およびそれらに収容される家財を保険の対象とすることができます。
また、敷地内に所在する宅配物は家財に含みます。
※建物のみのご契約では、家財は補償されません。

・建物のみ



・家財のみ



・建物と家財の両方



●保険の対象に含まれるもの

保険の対象	建物	家財	ご説明
畳、建具、建物付加設備等	○	(注) —	・次に掲げるものは保険の対象が建物である場合に含まれます。建物のご契約金額に含めてご契約ください。(保険の対象に含めないことも可能です。) ①畳、建具その他これらに類する物 ②電気、通信、ガス、給排水、冷房・暖房、エレベーター等の建物に付加した設備 ③浴槽、流し、ガス台、調理台、棚等の建物に付加したもの ④換気扇、自動温水器、ルームクーラー等の建物に付加した器具 (注) 家財のみを保険の対象とする場合であっても、上記のうち被保険者が所有するものは、家財の所有者と建物の所有者が異なる場合に限り、保険の対象に含まれます。家財のご契約金額に含めてご契約ください。(保険の対象に含めないことも可能です。)
門、塀、垣、物置、車庫等	○	(注) —	・保険の対象が建物である場合に含まれます。建物のご契約金額に含めてご契約ください。(保険の対象に含めないことも可能です。) (注) 物置、車庫等を建物に含む場合には、これに収容される家財は保険の対象である家財に含まれます。
庭木、屋外設備・装置等	○	—	・保険証券記載の建物と同一敷地内の庭木、外灯その他の屋外設備・装置は、保険の対象が建物である場合に含まれます。(1事故50万円限度) ①水災による損害は、保険証券記載の建物の損害状況の認定により保険金をお支払いします。 ②特約をセットすることにより、保険の対象から除外したり支払限度額を100万円に変更することも可能です。 庭木の補償 ・庭木とは立木竹をいい、鉢植および草花は含みません。 ・建物の損害保険金が出払われる場合に事故の翌日から7日以内に枯死した場合に保険金をお支払いします。 屋外設備・装置とは ・建物の外部にあって、地面等に固着、固定されている設備、装置、機械等をいいます。 ・独立して設置された機能ボール、屋外に設置されたガーデンライト、バリカー、灯籠、立水栓、固定設置された物干し等が該当します。
美術品等	—	○	・保険の対象が家財である場合に含まれます。 ①1個または1組の価額が30万円を超える美術品等については、1事故300万円(盗難による損害が生じた場合は、1事故300万円かつ1個または1組ごとに100万円)を限度として自動的に補償します。 ②1個または1組の価額が30万円を超える美術品等の合計額が300万円超となる場合や稿本(本などの原稿)、設計書、帳簿などを保険の対象とする場合は、「美術品等の明記に関する特約」(盗難による損害が生じた場合は、1個または1組ごとに100万円限度)のセットをご検討ください。 ※美術品等の場合は市場流通価格、稿本等の場合は保険価額(時価)を基準に保険金をお支払いします。

⚠ 家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれません。

- 自動車(原動機付自転車を除きます。)、船舶または航空機およびこれらの付属品
- 通貨、小切手、切手、印紙、預貯金証書、乗車券等(盗難によって生じた損害は除きます。)
- 有価証券、クレジットカード ●稿本(本などの原稿)、設計書、帳簿
- 動物、植物などの生物 ●データやプログラムなどの無体物

など



■構造級別をご確認ください。

建物の構造級別により保険料は異なります。構造級別は、建物の「柱の種類」で判定します。ただし、法令上の耐火性能が確認できる場合は、その「耐火性能区分」によって判定します。構造級別の判定方法についての詳細は、P26をご確認ください。

■ご契約金額をお決めください。

ご契約金額は建物・家財ともに再調達価額にあわせてご契約ください。再調達価額を超過してご契約金額をお決めになられても、保険金のお支払いは再調達価額が限度となります。

●建物の評価方法

ご契約金額は「評価額」を参考に設定されることをおすすめします。評価額の算出方法には次の方法があります。

年次別指数法	売買契約書などでご確認いただける建築時の建物取得額に物価変動などを反映させて評価額を算出します。
新築費単価法	建物の専有延床面積に平均建築単価／㎡を乗じ評価額を算出します。

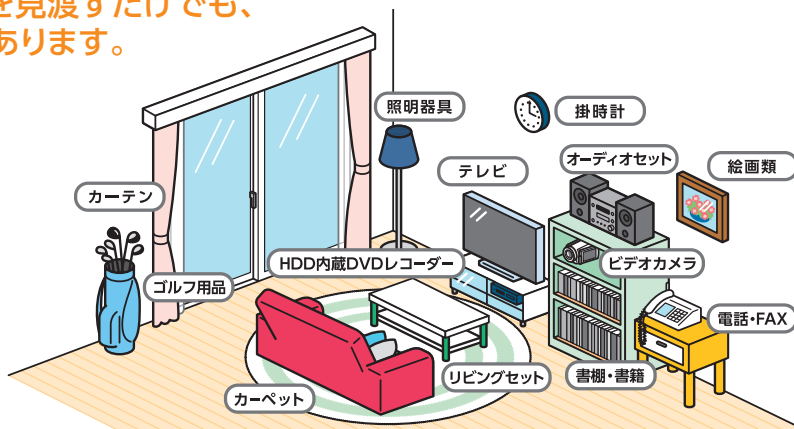
※土地代は評価額には含みませんので、評価額と土地付き建物の購入金額の違いに注意してください。

また、分譲マンションでは、通常、マンションの購入金額に土地代が含まれているほか、共用部分に別途マンションの管理組合が火災保険をご契約されることがあります。保険の対象の範囲をご確認のうえ評価額を算出ください。

●家財の評価方法

お客さまが所有されている家財を積算によりお見積りください。なお、世帯主の年令・専有延床面積をもとに、弊社所定の家財簡易評価表を使って簡易的に再調達価額を算出することもできます。家財簡易評価表についての詳細は、P27をご確認ください。

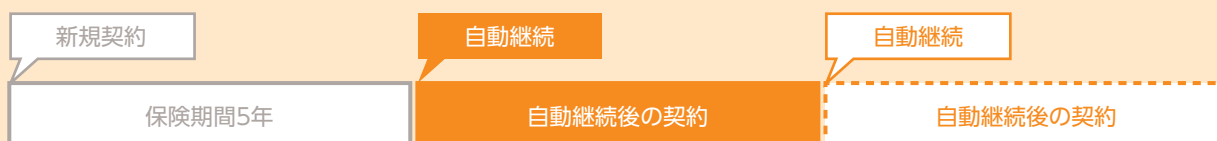
リビングルームを見渡すだけでも、
家財はこんなにあります。



■保険期間をお決めください。

保険期間は1年から5年までの整数年でお決めください。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。保険期間5年の新規契約は、「継続契約の取扱いに関する特約」が自動的にセットされ、保険期間5年の継続契約では、「継続契約の取扱いに関する特約」を任意でセットすることができます。この特約がセットされた場合、満期日の属する月の前月10日までに「お客さまから継続されない旨のお申し出」または「弊社からお客さまへ継続しない旨の通知」がないかぎり、継続前契約と同等のご契約内容（注1）で自動継続（注2）されますので、継続手続きのお手間が軽減されます。

〈例〉保険期間5年でご契約された場合のイメージ



（注1）保険期間中に普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率の改定があった場合は改定後のご契約内容となります。

（注2）「ローン利用者集団扱特約」をセットしたご契約について、保険申込書に記載の残ローン期間（保険始期日からお客さまが利用する住宅ローンの借入期間終了日までの期間）が5年を超える場合には、「継続契約の取扱いに関する特約」をセットすることにより、残ローン期間に合わせて自動的に継続されます。なお、「継続契約の取扱いに関する特約」は、新規契約の場合は自動的にセットされ、継続契約の場合は任意でセットすることができます。

ホームプロテクト総合保険の割引

■Web申込に関する割引

※この割引は保険期間が2年以上のご契約に適用できます。

割引名称	適用条件
Web申込割引 	パソコンやスマートフォンで“専用Webサイト”にてお手続き(注1)いただいた場合に、5%のWeb申込割引を適用します。(注2) (注1)「お手続き」とは、お客さまご自身に“専用Webサイト”で、契約締結時に必要な「ご契約内容確認」「意向確認」「お申込み」を行っていただくことをいいます。 (注2)自動継続による手続きの場合、前契約のWeb申込割引の適用の有無を問わず、割引は適用できません。 〈Webシステムの主なご利用条件について〉 ●取扱代理店・扱者よりWebシステムでのご契約手続きをご案内し、ご契約内容・重要事項説明書等のご説明および『Web契約予定内容確認書兼ログインID・仮パスワード通知書』をお渡ししたお客さまのみご利用いただけます。 〈メールアドレスのご登録について〉 ●お手続きの際、お客さまご本人のメールアドレスをご登録いただけます。 メールアドレスをお持ちでないお客さまはWebでお申込みいただけません。 ●メールアドレスに特殊記号が含まれる等で送信エラーとなる場合は、お客さまご本人の別のメールアドレスをご登録ください。 ※メールアドレスに「.」(ドット)、「-」(ハイフン)、「_」(アンダーバー)以外の特殊記号(「/」や「?」等)が含まれる場合や、「..」等ドットを連続使用している場合等は送信エラーとなります。

■建物の性能や設備に関する割引

割引名称	適用条件	確認資料
オール電化住宅割引	オール電化住宅(住宅内の空調、給湯、調理などのすべての設備を電気でもかなう住宅)である場合、弊社所定の申告書をご提出いただくことで適用できます。	「オール電化住宅割引」適用に関する申告書
耐火性能割引 (T構造耐火性能割引) (H構造耐火性能割引)	外壁の耐火時間が60分以上(T構造耐火性能割引)または45分以上(H構造耐火性能割引)に該当する建物で、建築確認申請書第四面等でその耐火時間の確認ができる場合、その写しをご提出いただくことで適用できます。	建築確認書(写)、建築確認申請書(写)、建設住宅性能評価書(写)、設計住宅性能評価書(写)

■建築年に関する割引

※この割引は保険の対象が建物である場合に適用します。

割引名称	適用条件
築浅割引	ご契約の保険期間の開始日時点で、保険の対象となる建物の建築年数が10年未満の場合に適用します。 適用する割引率は、保険期間の開始日時点での建築年数、保険期間および選択いただいた補償内容により異なります。

■その他の割引

割引名称	適用条件
建物・家財セット割引	建物と家財を同一保険証券でご契約いただいた場合に家財の保険料に適用します。 なお、保険期間の途中でご契約内容が変更となった場合は、変更後の内容で適用可否を決定します。

付帯サービス

各種サービスの専用ダイヤル(通話料無料)の番号およびご利用方法・注意事項は、「ご契約のしおり・保険の約款」をご覧ください。

■住まいのかけつけサービス

こんな時、24時間・365日受付し、専門業者を手配します。

エアコンの水漏れ



トイレの詰まり



カギの紛失



シャワーのお湯が出ない



- 上記のサービスは弊社提携会社により提供しております。
- 交換部品代・特殊作業、応急処置を超える作業は、お客さまの実費負担となります。
- サービスをご利用になれない地域(離島等)または時間帯があります。
- このサービスは保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービスは予告なく中止または内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ※「住まいのかけつけサービス」は、専用ダイヤル(通話料無料)にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。専用ダイヤル(通話料無料)を通さず、お客さまご自身で業者を手配した場合はサービスの対象になりません。

■健康・医療に関する電話相談、情報提供サービス

次のようなご相談等にご利用ください。なお、ご相談の内容・情報によっては、ご利用になれない時間帯、地域があります。



● 健康・医療・介護・育児電話相談

健康・医療・介護・育児に関するご相談に、看護師などの専門相談員がお応えします。

● 福祉・介護事業者案内

介護が必要になったお客さまに、ご希望に応じて訪問介護、訪問看護、訪問入浴、介護機器用品販売・レンタルなどを行う介護事業者をご案内します。

● 病院・老人福祉施設案内

病院・介護施設(ショートステイ・デイサービスなど)・有料老人ホームなどに関する各種情報をご提供します。

● メンタルヘルス電話相談

ストレスや不安をひきおこす原因・対処方法等について、臨床心理士やメンタルヘルスの専門家が適切なアドバイスをします。

● ベビーシッター派遣業者案内

就労、旅行、介護、通院・入院などの事情で、乳幼児のお世話が必要となった場合、ベビーシッター派遣業者をご案内します。

● 人間ドック施設案内

人間ドック実施施設の情報を提供します。また、脳・心臓などの特殊ドックや婦人科系を受診できる施設についてもご案内します。

- 上記のサービスは弊社提携会社により提供しております。
- このサービスは保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービスは予告なく中止または内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

「弁護士費用等補償特約」をご契約のお客さまにご利用いただけるサービスです。

■日弁連弁護士ご紹介サービス

「弁護士費用等補償特約」の対象となる事故が発生した場合に、日本弁護士連合会(日弁連)を通じて、各都道府県の弁護士をご紹介します。

サービスをご利用いただける方

- ① 保険証券の被保険者欄に記載された被保険者
- ② ①の同居の親族
- ③ ①の別居の未婚の子

● 地域によっては法律相談センターのご案内となります。(日本弁護士連合会提携サービス)

法律相談センターとは、全国の弁護士会が設置しているもので、都道府県によっては数箇所設置されているところもあります。相談日、時間、職員常駐の有無などが各相談センターによって異なりますのでご注意ください。

- このサービスは保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービスは予告なく中止または内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。



重要事項説明書

(注) 保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。
なお、弊社所定のWebサイトでお手続きいただく場合は、お申込画面で
この書面の受領欄にチェックいただけます。

AIG損害保険株式会社

この書面では、ホームプロテクト総合保険に関する重要事項(【契約概要】【注意喚起情報】等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ご契約のしおり・保険の約款」に記載していますので、必要に応じて弊社ホームページのe約款をご参照いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にご請求ください。



このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり・保険の約款」に記載されています。

「ご契約のしおり・保険の約款」は、ご契約後、保険証券のお届けの前後にお送りします。(e約款を選択した場合を除きます。)

- ※ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
※弊社所定のWebサイトでお手続きいただく場合は、この書面および「ご契約のしおり」に記載の「保険申込書(保険契約申込書)」は「お申込み画面」、「署名または捺印」は「チェック」と読み替えます。
※ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

用語のご説明 「ご契約のしおり・保険の約款」にも「用語のご説明」(用語の定義)が記載されていますので、ご確認ください。

用 語		ご 説 明
さ	再調達価額(新価)	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
し	時価	損害が生じた地および時における保険の対象の価額で、再調達価額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額をいいます。ただし、保険の対象が美術品等の場合は、市場流通価格をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩 ^{なだれ} をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
た	宅配物	保険証券記載の建物およびその同一の敷地内の荷受人が指定した場所に届けられた荷物で、荷受人または荷受人の同居の親族によって、その場所から移動されていないものをいいます。
と	同居の親族	同一の家屋に居住する6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる ^{とう} 程度の実質を備える状態にある者を含みます。
ひ	美術品等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。
	被保険者	保険の補償を受ける方をいい、建物や家財の所有者などがこれにあたります。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
ほ	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に、弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
め	免責金額	ご契約者または被保険者の自己負担となる金額をいいます。自己負担額と表記される場合があります。
ゆ	床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

基本となる補償およびご要望に応じてセットすることができる主な特約は次のとおりです。

ホームプロテクト総合保険

基本となる補償

損害保険金

火災・自然災害の補償

① 火災、落雷、破裂・爆発

② 風災・^{ひょう}雹災・雪災

③ 水災

日常災害の補償

④ 建物外部からの物体の落下・
飛来・衝突等、
水濡れ、
^{じょう}騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為

⑤ 盗難

⑥ 不測かつ突発的な事故

費用保険金

事故時諸費用保険金^(注1,2)

①～⑥の事故で保険金が支払われる場合にお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金^(注2)

①～⑥の事故で保険金が支払われる場合にお支払いします。

地震火災費用保険金^(注2)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により一定の損害が発生した場合にお支払いします。

損害防止費用保険金

①の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動の費用を支出した場合にお支払いします。

(注1) ご契約の内容により補償範囲やお支払いの条件が異なります。

(注2) 補償の対象外とすることも可能です。



費用保険金

ご要望に応じてセットすることができる主な特約

建物や家財の追加補償

持ち出し家財補償特約

費用の補償

弁護士費用等補償特約

賠償の補償

個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)

建物賠償責任補償特約

その他の補償

類焼損害補償特約



原則自動セット

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする
火災、損壊、埋没、流失による損害を補償

地震保険

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項



の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

(2) 基本となる補償、保険の対象およびご契約金額(保険金額)の設定等

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。
詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

事故の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
①火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって損害が発生した場合	●ご契約者や被保険者等の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●保険の対象である家財または保険の対象である建物の鍵が保険証券記載の建物の屋外にある間にそれぞれに生じた盗難(敷地内に所在する宅配物に生じた事故を除きます。)
②風災・雹災・雪災	風災、雹災または雪災によって損害が発生した場合	●保険の対象の置き忘れや紛失による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害 ●保険の対象の欠陥による損害
③水災	水災によって、再調達価額の30%以上の損害が発生または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が発生した場合	●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。) ●または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱等の損害 ●ねずみ食い、虫食い等による損害
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害が発生した場合	●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損で、保険の対象ごとにそれがある機能の喪失または低下を伴わない損害
④水濡れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水によって損害が発生した場合	●屋根材(屋根を構成するスレート、瓦、銅板、コンクリート等を含みます。) ●または樋に生じたゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮きその他類似の事由によって生じた損害。ただし、①～⑤の事故(通貨などの盗難の場合を除きます。))によって生じた損害については適用しません。
騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力・破壊行為によって損害が発生した場合	【前記のほか、⑥不測かつ突発的な事故の場合】 ●不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的な事故によって生じた損害 ●詐欺、横領によって生じた損害 ●土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害 ●電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑤盗難	盗難によって盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合 ※保険の対象が家財の場合、保険証券記載の建物内における生活用の通貨、乗車券等および預貯金証書の盗難もお支払いします。	●風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害 ●凍結によって保険の対象である建物の給排水設備について生じた損害。ただし、給排水設備の損壊を伴う損害は除きます。 ●コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器等に生じた損害 ●移動体通信端末機器および携帯式電子機器(スマートフォン、タブレット、ウェアラブル端末、ノートパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー等)に生じた損害
⑥不測かつ突発的な事故	不測かつ突発的な事故(注)によって損害が発生した場合 (注)①～⑤の事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず含まれません。	●ドローンその他の無人航空機、模型航空機(遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるもの)およびラジオコントロール模型等に生じた損害 など

② お支払いする損害保険金の額

契約概要

注意喚起情報

損害保険金

ご契約の補償の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。
詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険の対象	お支払いする損害保険金の額
建 物	損害保険金 = 損害の額(修理費) - 免責金額 *1回の事故につき建物のご契約金額(保険金額)が限度となります。 *保険証券記載の建物と同一の敷地内に所在する庭木、外灯その他の屋外設備・装置の場合は、1回の事故につき1敷地内ごとに50万円が限度となります。
家 財	損害保険金 = 損害の額(修理費) - 免責金額 *1回の事故につき家財のご契約金額(保険金額)が限度となります。 *宅配物の場合で宅配事業者の補償制度等による補償があるときは、それらの額を控除します。 *通貨、乗車券等の盗難の場合は1回の事故につき1敷地内ごとに20万円、預貯金証書の盗難の場合は1回の事故につき1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度となります。 *不測かつ突発的な事故の場合は1回の事故につき30万円が限度となります。 *1個または1組の価額が30万円を超える美術品等は、1回の事故につき300万円限度(盗難の場合は、1回の事故につき300万円かつ1個または1組ごとに100万円を限度)に、自動補償されます。

※損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。

※免責金額はご契約内容により異なります。また、損害保険金以外に特約や事故の種類によって保険金額(支払限度額)や免責金額が異なる場合があります。保険申込書をご確認ください。

損害保険金

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項



の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

③ 主な特約の概要 契約概要

ご要望に応じてセットすることができる主な特約は次のとおりです。

特約の詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約をご確認ください。

特約の名称	概 要
持ち出し家財補償特約	保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財に生じた損害または保険証券記載の建物外で取得 ^(注1) し、持ち帰るまでの間の家財に生じた損害を補償する特約です。 (注) 日本国内での取得に限ります。
弁護士費用等補償特約	被保険者が日本国内の事故により身体に障害を被った場合または住宅(敷地内の動産を含みます。)や住宅外の家財に損害を被った場合、その被害について弁護士等に法律相談を行う費用や法律上の損害賠償請求を弁護士に委任するために要した費用を支払う特約です。
個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償) ^(注1) (注1)「賠償事故解決特約」が自動セットされます。	【個人賠償保険】 被保険者が日本国内で日常生活(住宅^(注2)以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)や住宅^(注2)の所有、使用または管理において他人を死傷させたり、他人の物を壊したりした場合や線路への立入等により電車等を運行不能にさせたときに法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償する特約です。 (注2) 本人の居住の用に供される建物(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)および保険証券記載の建物をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 【受託品賠償保険】 被保険者が日本国内で受託した他人の物が損壊、紛失、盗取されたことで受託品の正当な所有者に対して、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償する特約です。
建物賠償責任補償特約	建物の所有、使用、管理に起因する偶然な事故またはその建物を賃貸または管理する業務の遂行に起因する偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償する特約 ^(注) です。 (注) 建物内にエレベーター・エスカレーターが設置されている場合、「エレベーター・エスカレーター賠償責任補償特約」が自動セットされます。
類焼損害補償特約	保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって近隣の住宅や家財に類焼による損害が生じた場合に、類焼を受けた方へ保険金を支払う特約です。

④ 保険の対象 契約概要

📖 主な特約(オプション)

保険の対象は、「専用住宅^(注1)」または事務所兼住宅などの「併用住宅^(注1)」およびそれらに収容されている「家財^{(注2)(注3)}」です。

(注1) 専用住宅、併用住宅には次の物を含みます。

畳、建具／電気、ガス等の建物付加設備／門、塀、垣／物置、車庫等の付属建物／建物の敷地内にある庭木、外灯その他の屋外設備・装置

(注2) 物置、車庫その他の付属建物が保険の対象である建物に含まれる場合はこれに収容される家財を含みます。なお、敷地内に所在する宅配物は家財に含まれます。

(注3) 次の物は、保険の対象とすることはできません。

ア. 自動車(原動機付自転車を除きます。)、船舶または航空機およびこれらの付属品

イ. 通貨、小切手、切手、印紙、預貯金証書、乗車券等(盗難によって生じた損害は除きます。)

ウ. 有価証券、クレジットカード

エ. 稿本(本などの原稿)、設計書、帳簿

オ. 動物、植物などの生物

カ. データやプログラムなどの無体物 など

📖 保険の対象、屋外設備・装置等の取扱い、美術品等の取扱い

⑤ 補償の重複 注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異やご契約金額(保険金額)をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
a.	個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)	自動車保険の個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償) 傷害保険の個人賠償責任補償特約
b.	持ち出し家財補償特約	自動車保険の携行品特約 傷害保険の携行品損害補償特約
c.	類焼損害補償特約	建物と家財を分けて契約した場合の類焼損害補償特約
d.	弁護士費用等補償特約	自動車保険の弁護士費用等特約
e.	借家人賠償責任・修理費用補償特約	傷害保険の借家人賠償責任補償特約

⑥ ご契約金額(保険金額)の設定 契約概要

保険金額は、建物・家財とも再調達価額でご契約ください。再調達価額を超えて保険金額を設定されても、保険金のお支払いは再調達価額が限度となります。再調達価額の算出は、「評価額」を参考に設定ください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書の保険金額(支払限度額)欄でご確認ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

📖 の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

<評価額の算出方法>

詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

【建物】建物の建築価額に物価変動等を反映した、年次別指数法などから算出します。

【家財】所有されている家財の総額からお見積りください。

なお、世帯主の年令と専有延床面積から標準的な家財の評価額を算出することもできます。

※1つの保険の対象に対して複数の契約に分けて契約する場合は、まとめて契約する場合よりも保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間は、1年から5年までの整数年で設定できます。ただし、ご契約内容などにより設定できる保険期間が異なる場合があります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の保険期間欄でご確認ください。

保険期間	1年から5年までの整数年 ^(注) で設定できます。 (注) 弊社所定のWebサイトでお手続きいただく場合は、2年から5年までの整数年です。
補償の開始	保険期間の開始日の午後4時 ^(注) (注) 保険申込書(弊社所定のWebサイトでお手続きいただく場合は、「契約内容確認書」)にこれと異なる時刻が表示されている場合は、その時刻
補償の終了	保険期間の終了日の午後4時

【保険期間の開始日前の事故について】

保険証券記載の建物が新築の場合、ご契約の保険期間の開始日より前にその建物が引き渡されたときは、すべてのご契約に自動セットされる「保険責任の開始に関する特約」に基づき、引渡日(保険期間の開始日の前日から最大30日限度)以降保険期間の開始日までに発生した事故を補償します。

なお、保険金のお支払いにあたっては、保険契約締結時点における保険証券記載の建物の引渡予定日および実際の引渡日を確認できる客観的な資料の提出が必要です。

【保険期間5年でご契約の場合について】

保険期間5年の新規契約は、「継続契約の取扱いに関する特約」が自動セットされ、保険期間5年の継続契約では、「継続契約の取扱いに関する特約」を任意でセットすることができます。この特約がセットされた場合、満期日の属する月の前月10日までに「お客さまから継続されない旨のお申し出」または「弊社からお客さまへ継続しない旨の通知」がないかぎり、継続前契約と同等のご契約内容^(注1)で自動継続^(注2)されますので、継続手続きのお手間が軽減されます。

(注1) 保険期間中に普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率の改定があった場合は改定後のご契約内容となります。

(注2) 「ローン利用者集団扱特約」をセットしたご契約について、保険申込書に記載の残ローン期間(保険始期日からお客さまが利用する住宅ローンの借入期間終了日までの期間)が5年を超える場合には、「継続契約の取扱いに関する特約」をセットすることにより、残ローン期間に合わせて自動的に継続されます。なお、「継続契約の取扱いに関する特約」は、新規契約の場合は自動的にセットされ、継続契約の場合は任意でセットすることができます。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、ご契約金額(保険金額)・自己負担額(免責金額)・保険期間・建物の所在地・構造・建物建築年月・用法などにより決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

【水災の保険料について】

水災料率を市区町村別に保険料の最も安い「1等地」から最も高い「5等地」の5区分に水災等地として細分化します。水災等地は、災害の起こりやすさだけでなく想定される被害の程度なども含めて水災リスク全体で見えています。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の主な払込方法・払込手段は次のとおりです。団体扱・集団扱・ローン利用者集団扱による集金方式もあります。ただし、ご契約内容によりお選びいただけない払込方法・払込手段があります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

払込手段	払込方法	一時払 (一括払)	分割払(月払 ^(注1) ・年払)	
			初回	2回目以降
口座振替	指定口座から口座振替による払込み	○ ^(注2)	○ ^(注2)	○
クレジットカード	クレジットカードによる払込み	○ ^(注3)	○ ^(注3)	×
振込	コンビニ払込票やPay-easy(ペイジー)等による払込み	○	○	○ ^(注4)
集金	取扱代理店や扱者による集金	○	○	○

(注1) 保険期間1年の契約に限られ、所定の割増が適用されます。

(注2) 「初回保険料の口座振替に関する特約」がセットされたご契約に限ります。

(注3) 「保険料クレジットカード払特約」がセットされたご契約に限ります。「初回保険料の口座振替に関する特約」がセットされたご契約および2回目以降の保険料の払込みは、適用されません。

(注4) 分割払の2回目以降は、コンビニ払込票・Pay-easy(ペイジー)をお選びいただけません。

保険料

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は払込期日までに払い込みください。次に掲げる払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。なお、保険料の払込猶予期間は保険種類や保険料の払込方法によって異なりますのでご注意ください。

払込手段	払込方法	一時払 (一括払)	分割払			
			月払		年払	
			初回	2回目以降	初回	2回目以降
口座振替	払込期日の翌月末まで	払込期日の翌月末まで	払込期日の翌月末まで	払込期日の翌月末まで	払込期日の翌月末まで	払込期日の翌月末まで
クレジットカード	払込猶予なし	払込猶予なし	—	—	払込猶予なし	—
振込・集金	払込猶予なし	払込猶予なし	払込期日の翌月末まで	払込期日の翌月末まで	払込猶予なし	払込期日の翌月末まで

※ご契約時に保険料を払い込む「払込猶予なし」の場合、保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

保険料

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

(4) 地震保険の取扱い

① 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、ホームプロテクト総合保険(以下「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。(主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。)なお、地震保険を単独で契約することはできません。

地震保険のご契約を希望されない場合には、ホームプロテクト総合保険申込書の「地震保険ご確認」欄にご署名またはご捺印ください。

② 補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象である建物や家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」^{(注1)(注2)}にしたがいます。

損害の程度	保険金をお支払いする場合			お支払いする保険金の額
	建 物	家 財		
	主要構造部(軸組、基礎、柱、壁、屋根等)の損害額が	焼失または流失した床面積が	家財の損害額が	
全 損	建物の時価の50%以上	または 建物の延床面積の70%以上	家財の時価の80%以上	地震保険のご契約金額の100%(時価限度)
大半損	建物の時価の40%以上50%未満	または 建物の延床面積の50%以上70%未満	家財の時価の60%以上80%未満	地震保険のご契約金額の60%(時価の60%限度)
小半損	建物の時価の20%以上40%未満	または 建物の延床面積の20%以上50%未満	家財の時価の30%以上60%未満	地震保険のご契約金額の30%(時価の30%限度)
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	または 床上浸水 建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき	家財の時価の10%以上30%未満	地震保険のご契約金額の5%(時価の5%限度)

※1回の地震等^(注3)による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。(2025年4月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12\text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注1) 国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。

(注2) 地震発生時点の基準が適用されます。

(注3) 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

③ 保険金をお支払いできない主な場合 契約概要 注意喚起情報

- ▼ご契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- ▼地震等の際における保険の対象の紛失または盗難
- ▼地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ▼門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに生じた損害
- ▼損害の程度が一部損に至らない損害 など

④ 保険期間 契約概要

- 主契約が1年の場合 :主契約の保険期間とあわせてご契約いただきます。
- 主契約が1年を超える場合:1年間ずつ自動的に継続する方式や最長5年までの長期契約とする方式があり、主契約の保険期間とあわせてご契約いただきます。

⑤ 引受条件(保険の対象、ご契約金額(保険金額)、保険料決定の仕組み等) 契約概要

- 地震保険の対象は、「居住用建物」およびこれに収容されている「家財(生活用動産)」です。これらに該当しない場合は保険の対象とはできません。
- ▼次のものは地震保険の対象に含まれません。

- ・店舗や事務所のみに使用されている建物
- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- ・自動車(原動機付自転車を除きます。)
- ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ・商品、営業用什器・備品その他これらに類するもの など

- 地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、主契約の保険金額の30%～50%の範囲で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

- 地震保険の保険料は、保険金額のほか建物の所在地・構造などにより異なります。また、所定の確認資料のご提出により、建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物および家財について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません(同一物件・同一被保険者・ご契約金額が同額以下の更改契約は除きます。)のご注意ください。

警戒宣言発令後の地震保険の取扱い

(5) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書に告知事項として明示している項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①建物または家財を収容する建物の情報：所在地、建物の構造・用法等、アパート・マンションの戸室数
- ②他の保険契約等に関する情報：建物・家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約に関する情報 など

告知義務

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

- 保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、弊社「クーリングオフ係」宛^(注)に右図のような書面を郵送(8日以内の消印有効)いただくか、弊社ホームページ「ご契約者さま」の各種お手続きに掲載のお申出フォームでご通知(8日以内の発信日有効)ください。(URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>)

次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- ・保険期間が1年以下のご契約
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・質権が設定されたご契約
- ・第三者の担保に供されているご契約
- ・「通信販売に関する特約」に基づき申し込まれたご契約

(注)取扱代理店・扱者では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

- クーリングオフの場合には、既に払込みいただいた保険料はお返しいたします。また、弊社および取扱代理店・扱者はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、保険期間の開始日(保険期間の開始日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。
- 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

<ハガキ*の記載内容>

表面[宛先]

1 3 0 8 5 6 0
東京都墨田区錦糸1-2-4
AIG損害保険株式会社
クーリングオフ 係

裏面[記載事項]

- ①クーリングオフする旨のお申出
- ②ご契約者住所
- ③ご契約者署名
- ④ご連絡先電話番号
- ⑤契約申込年月日
- ⑥申し込まれた保険の種類(商品名)
- ⑦証券番号または領収証番号
- ⑧取扱代理店名・扱者名

*封書でのお申出も可能です。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

- ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】 保険申込書には☆を付けています。

- ①建物または家財を収容する建物の柱の種類・耐火性能区分を変更した場合
- ②建物または家財を収容する建物の所在地を変更した場合 など

- 通知事項に掲げる事実に変更が発生し、次のいずれかに該当する場合は、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。この場合において、弊社の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解除した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ①建物または家財の所在地が日本国外となった場合
- ②建物が住居として使用されなくなった場合
- ③家財のすべてを事業用(設備・什器)として使用した場合

- ご契約後、次の事実が発生する場合は、契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ①建物または家財の価額が著しく減少した場合
- ②ご契約者の住所または通知先を変更した場合
- ③建物または家財を売却、譲渡する場合

通知義務

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

(2) 解約時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

 保険料の返還・追加の取扱い

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や返還保険料は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や返還保険料は100%補償されます。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他前記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
- ② 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)の手続きをする場合(外国にある事業者との手続きを含みます。)
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に定められている範囲に限定します。

前記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>)

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

 の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

(4) 団体扱・集団扱でのご契約の場合

団体扱・集団扱でのご契約いただく場合は、ご契約者および保険の対象の所有者が下表に該当するかご確認ください。

	ご契約者	保険の対象の所有者
団体扱	団体に勤務し、毎月給与の支払いを受けている方など(団体が認める退職者を含みます。)	① ご契約者 ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族 ④ ①または②の別居の扶養親族
集団扱	① 集団ご自身 ② 集団の役員・従業員の方 ③ 集団の構成員 ④ 集団の構成員の役員・従業員の方	① ご契約者 ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族 ④ ①または②の別居の扶養親族 など

(5) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者または被保険者が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合
- 被保険者が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

(6) 事故が起こった場合

保険の対象が建物の場合、原則復旧が必要となります。〔建物の復旧に関する特約〕が自動セットされます。また、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類等をご提出いただく場合があります。なお、「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店・扱者または弊社にご相談ください。

保険申請サポート業者等とのトラブルの際には、後記「3. 保険申請サポート業者等とのトラブルに関するご相談」の「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」にご相談ください。

 事故が起こった場合の手続き

(7) その他

 保険料の割増引、構造級別

1.保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見	
取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。 ●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは 0120-016-693(通話料無料) 受付時間:平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時 (年末年始を除きます。) ●弊社への苦情・ご不満を承る窓口は お客さまの声室 0120-246-145(通話料無料) 受付時間:午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除きます。)	
2.事故のご報告	3.保険申請サポート業者等とのトラブルに関するご相談
取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。 (事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。) 事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは 0120-01-9016(通話料無料) 受付時間:24時間365日	一般社団法人日本損害保険協会 保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル 0120-309-444(通話料無料) 受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時 (土・日・祝日・年末年始を除きます。)
4.弊社の契約する指定紛争解決機関 注意喚起情報	
弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。	
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022808(ナビダイヤル 全国共通・通話料有料) 受付時間:平日 午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日および12月30日～1月4日を除きます。) ※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。 ※電話リレーサービス、IP電話からは、同協会ホームページの「そんぽADRセンターの連絡先・所在地」に記載の直通番号へおかけください。 一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。また、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。 https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html	一般社団法人保険オンブズマン 03-5425-7963(通話料有料) 受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時 (土・日・祝日・年末年始等を除きます。) 詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。 https://www.hoken-ombs.or.jp/

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

ご契約内容確認のチェックポイント

(ホームプロテクト総合保険・地震保険)

ホームプロテクト総合保険申込書(弊社所定のWebサイトでお手続きいただく場合は、ホームプロテクト総合保険の「お申込み画面」)に記載された内容が、お客さまのご希望に沿ったものであることを、この「ご契約内容確認のチェックポイント」「重要事項説明書」および「パンフレット」等を参照してご確認ください。

チェック① 保険の対象の所在地、構造、用途および他の保険契約についてご確認ください。

ポイント1 「保険の対象の所在地」欄をご確認ください。

特に、申込人(保険契約者)住所と異なる場合は、「保険の対象の所在地」欄の記載をご確認ください。

ポイント2 「保険の対象およびこれを収容する建物の構造・用法」欄をご確認ください。

(1)「柱の種類・耐火性能区分」欄をご確認ください。

建物の「柱の種類」または「耐火性能区分」によって払い込みいただく保険料が異なりますので、誤りがないかをご確認ください。

構造級別の判定方法

■構造級別は、建物の「柱の種類」で判定します。ただし、法令上の耐火性能が確認できる場合は、その「耐火性能区分」によって判定します。

		住宅物件		一般物件	
		ホームプロテクト総合保険	地震保険	ホームプロテクト総合保険	地震保険
柱の種類	・コンクリート造 ・コンクリートブロック造 ・れんが造 ・石造	T構造 (共同住宅はM構造)	イ構造	T構造	イ構造
	・耐火被覆鉄骨造	T構造			
	・鉄骨造		H構造 ^(注1)	ロ構造 ^(注1)	H構造 ^(注1)
	・上記以外(木造等)				
耐火性能区分	・耐火建築物 ^(注2)	T構造 (共同住宅はM構造)	イ構造	T構造	イ構造
	・準耐火建築物 ^(注3)	T構造			
	・省令準耐火建物				

(注1) 保険始期日が2010年1月1日以降となる火災保険契約より実施する構造級別の判定方法の変更に伴い、一部の契約についてご継続後の保険料の大幅な上昇を抑えるための措置があります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(注2) 「耐火構造建築物」「主要構造部(注4)が耐火構造の建物」「主要構造部(注4)が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準(注5)に適合する構造の建物」を含みます。

(注3) 「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

(注4) 建築基準法施行令第108条の3に定める防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合には、その部分以外の主要構造部をいいます。

(注5) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第280号)による改正前の建築基準法施行令においては、第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

【参考】住宅物件・一般物件

住宅物件	住居のみに使用される建物(専用住宅)やその収容家財が対象となります。
一般物件	店舗や、作業場など住居以外に使用される建物やその収容動産が対象となります。ただし、大規模な工場等を除きます。なお、これらの建物のうち住居部分のあるものを「併用住宅」といい、この「ご契約内容確認のチェックポイント」は一般物件のうち「併用住宅」を対象としています。

(2)「建物の用法・契約の対象」欄、「延床面積」欄、「建物建築年月」および「建物内の職作業」欄をご確認ください。
保険の対象となる建物(または保険の対象となる家財を収容する建物)の用法・契約の対象、建物の延床面積、建物建築年月および建物内で行われる職作業によって、ご契約いただける保険商品や払い込みいただく保険料が異なる場合がありますので、誤りがないかをご確認ください。

(3)「同一の補償内容を提供する他の保険契約(共済契約を含む)」欄についてご確認ください。
保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約がある場合は、お申し出ください。

チェック② 保険の対象の所有者(被保険者)等についてご確認ください。

ポイント1 「被保険者氏名」欄等をご確認ください。

特に、申込人(保険契約者)と保険の対象の所有者(被保険者)が異なる場合は、「被保険者氏名」欄の記載をご確認ください。

ポイント2 賠償責任の補償がある場合は「賠償責任被保険者本人氏名」欄等をご確認ください。

特に、申込人(保険契約者)と賠償責任補償の被保険者が異なる場合は、「賠償責任被保険者本人氏名」欄の記載をご確認ください。

チェック③ 保険料の払込方法についてご確認ください。

ポイント1 「払込方法」欄をご確認ください。

保険料の払込方法がご希望のとおりとなっているかをご確認ください。

ポイント2 団体扱・集団扱でご契約いただく場合、「団体扱・集団扱」欄をご確認ください。

特に、申込人(保険契約者)が所属する団体・集団に誤りがないか、「団体名・集団名」欄をご確認ください。

チェック④ 保険の対象の評価方法、評価額についてご確認ください。

ポイント1 建物または家財の評価についてご確認ください。

ホームプロテクト総合保険では「再調達価額」で評価します。

再調達価額

損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

ポイント2 建物の評価方法および評価額をご確認ください。

代表的な建物の再調達価額による評価方法および評価額の算出方法は、次表のとおりです。

※建物の建築価額と建築年がわかる場合は、「年次別指数法」で評価額を算出します。

※詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社へご確認ください。

評価方法	評価額の算出方法
【年次別指数法】 建物の建築価額と 建築年がわかる場合	建物の建築価額〔建築時の新築費 ^(注) 〕に物価変動等を反映した係数である建築費指数を乗じて評価額を算出します。 建物評価額 = 建物の建築価額〔建築時の新築費 ^(注) 〕× 建築費指数 (注) 土地代、登録諸費用を除きます。
【新築費単価法】 建物の建築価額が わからない場合	建築材料や所在地による標準的な新築費単価(1㎡あたり)をもとに参考評価額を算出します。 建物参考評価額 ^(注1) = 新築費単価 × 建物の延床面積 ^(注2) (注1) 標準的な新築費単価から算出する方法のため、建物参考評価額は70%～130%の範囲で調整することができます。 (注2) 簡易に算出するため、実際の延床面積の1の位以下の㎡数を5㎡単位に補正して算出します。 ※門・塀・車庫等を保険の対象として含む場合は、調整後の建物参考評価額に実額を加算ください。

ポイント3 家財の評価額をご確認ください。

家財の評価額は、所有している家財の総額から算出ください。また、弊社所定の家財簡易評価表にもとづき、世帯主の年齢・専有延床面積に応じた標準的な家財の評価額を算出することも可能です。

※美術品等については、別途、市場流通価格で評価します。

■家財簡易評価表(再調達価額)

(単位:万円)

専有延床面積 世帯主年齢	50㎡以上 60㎡未満	60㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 90㎡未満	90㎡以上 110㎡未満	110㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 170㎡未満	単身世帯
29才以下	570	640	650	670	680	690	700	300
30才～34才	750	850	860	880	890	900	910	
35才～39才	1,040	1,160	1,170	1,190	1,200	1,210	1,220	
40才～44才	1,250	1,400	1,410	1,430	1,440	1,450	1,460	
45才～49才	1,420	1,580	1,590	1,610	1,620	1,630	1,640	
50才以上	1,500	1,670	1,680	1,700	1,710	1,720	1,730	

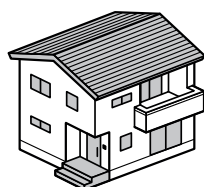
※1個または1組の価額が30万円を超える美術品等については、上表の評価額に含まれていませんが、家財の保険金額とは別に、1回の事故につき300万円限度に自動補償されます。ただし、盗難の場合は、1回の事故につき300万円かつ1個または1組ごとに100万円を限度とします。

チェック⑤ 保険金額(支払限度額)、保険期間、補償や特約の内容についてご確認ください。

ポイント1 建物または家財の「保険金額(支払限度額)」欄で保険の対象をご確認ください。

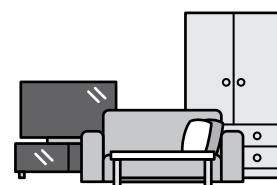
建物、家財ごとに保険金額を設定いただきます。保険の対象が建物のみの場合には、家財は補償されません。ご契約いただく保険の対象(建物または家財)は、ホームプロテクト総合保険の「保険金額(支払限度額)」欄の保険金額の記載の有無で確認できます。

①建物(専用住宅・併用住宅)



門・塀・垣、物置・車庫^(注)、基礎等は特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。

②家財



建物内収容の家財を一括してご契約いただきます。

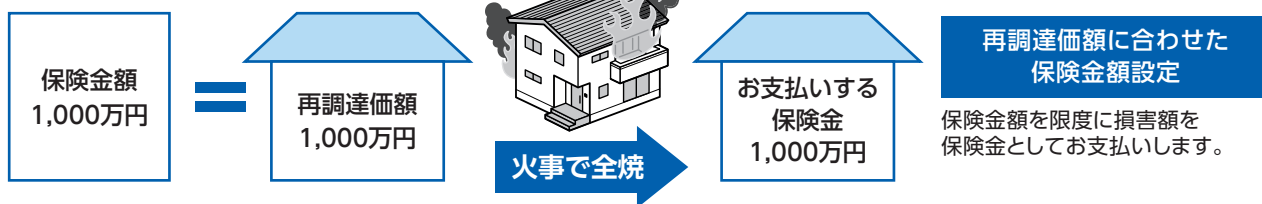
(注) 物件種別が一般物件の場合は、延床面積が66㎡未満のものをいいます。

ポイント2

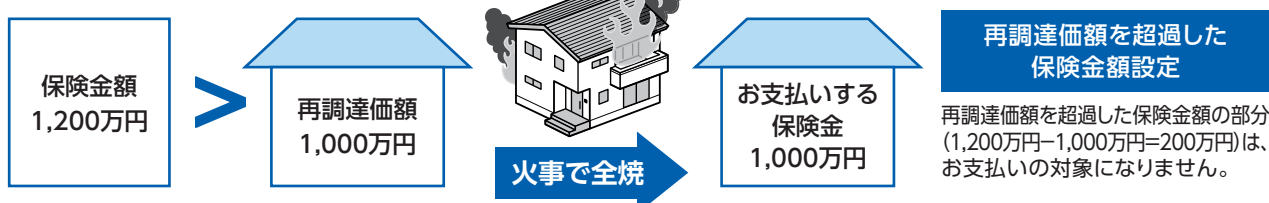
「保険金額(支払限度額)」欄をご確認ください。

保険の対象および各特約の「保険金額(支払限度額)」をご確認ください。建物または家財の保険金額は、評価額を参考に再調達価額で設定いただきます。再調達価額を超えた保険金額でご契約された場合でも、お支払いする保険金は再調達価額が限度になりますのでご注意ください。

①保険金額 = 再調達価額の場合



②保険金額 > 再調達価額の場合



ポイント3

「保険期間」欄で保険期間の開始日、保険期間の終了日および保険期間の年数をご確認ください。

保険期間は、1年から5年までの整数年で設定できます。ただし、ご契約内容によってご契約いただける保険期間の年数に制限があります。

ポイント4

「補償内容」およびセットされる特約の内容についてご確認ください。

火災、落雷、破裂・爆発による損害に対して保険金をお支払いするほか、ご契約の補償の内容により、風災・雹災・雪災による損害、水災による損害や盗難による損害などに対して保険金をお支払いします。補償の内容(保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いできない主な場合など)やセットされる特約の内容が、お客さまのご希望に沿ったものであることを、「重要事項説明書」「パンフレット」等を参照してご確認ください。

チェック⑥ 保険の対象となる建物や家財等に適用できる割引(地震保険の割引を含みます。)をご確認ください。

ポイント1

ホームプロテクト総合保険に適用できる割引をご確認ください。

ホームプロテクト総合保険に適用される割引については、「割増引」欄等の記載内容をご確認ください。

ホームプロテクト総合保険に適用できる主な割引は、以下のとおりです。

【適用できる主な割引】

割引名称	割引の適用条件	ご提出いただく確認資料の例
耐火性能割引 (T構造耐火性能割引・H構造耐火性能割引)	外壁の耐火時間が60分以上(T構造耐火性能割引)または45分以上(H構造耐火性能割引)に該当する建物で、建築確認申請書第四面等でその耐火時間の確認ができる場合、その写しをご提出いただくことで適用できます。	建築確認書(写)、建築確認申請書(写)、建設住宅性能評価書(写)、設計住宅性能評価書(写) など
オール電化住宅割引	オール電化住宅(住宅内の空調、給湯、調理などのすべての設備を電気で作かなう住宅)である場合、ご契約時に弊社所定の申告書をご提出いただくことで適用できます。	「オール電化住宅割引」適用に関する申告書
築浅割引	保険の対象が建物の場合、ご契約の保険期間の開始日時時点で、保険の対象となる建物の建築年数が10年未満の場合に適用します。	ご提出いただく確認資料はありませんが、登記簿謄本、登記事項要約書等をご提示いただき、建物建築年月を確認させていただきます。
建物・家財セット割引	建物と家財を同一保険証券でご契約いただいた場合に家財の保険料に適用します。なお、保険期間の途中でご契約内容が変更となった場合は、変更後の内容で適用可否を決定します。	ご提出いただく確認資料はありません。

ポイント2

地震保険に適用できる割引をご確認ください。

ご契約に適用される地震保険の割引については、「割増引」欄等の記載内容をご確認ください。

地震保険には、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物の条件によって、次の割引制度がありますので、適用可能な割引制度をご確認ください。なお、割引の適用の際には、適用条件を満たしていることが確認できる資料をご提出ください。

割引	割引率	適用条件	確認資料
建築年割引	10%	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物である場合	●建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等^(注1)が発行^(注2)する書類(写) ●宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)、不動産売買契約書(写)または賃貸住宅契約書(写) ●登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書(写)または建物引渡証明書(写) (ただし、いずれの資料も記載された建築年月等により1981年(昭和56年)6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。) (注1) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等 (注2) 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。
耐震等級割引	等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%	・住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合 ・国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	●品確法に基づく登録住宅性能評価機関^(注1)により作成された書類^(注2)のうち、対象建物が免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)を証明した書類(写)^{(注3)(注4)(注5)} ●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)^(注6)および②「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類(写)^(注4) ●独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)^(注5) (注1) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。 (「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。) (注2) 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。 (注3) 例えば以下の書類が対象となります。 ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写) ・耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。) ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写) ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写)または「長期使用構造等である旨の確認書」(写) ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写) ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) など (注4) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 ・「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 ・「認定通知書」など前記①の書類のみご提出いただいた場合 (注5) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 (注6) 「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。)(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。
免震建築物割引	50%	品確法に基づく免震建築物である場合	●品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) など (注4) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 ・「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 ・「認定通知書」など前記①の書類のみご提出いただいた場合 (注5) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 (注6) 「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。)(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。
耐震診断割引	10%	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年(昭和56年)6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	●耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など) ●耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(2006年(平成18年)国土交通省告示第185号^(注))に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写) (注) 2013年(平成25年)国土交通省告示第1061号を含みます。

※複数の割引を重複して適用することはできません。

※すでにいずれかの割引の適用を受けている場合は、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物に割引が適用されていることが確認できる保険証券等を確認資料とすることができず。

チェック⑦ 地震保険のご加入の有無やご加入される場合の契約内容についてご確認ください。**ポイント1 地震保険のご加入についてご確認ください。**

ホームプロテクト総合保険では、地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大した損害を含みます。）損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についての損害保険金はお支払いできません。これらの損害を補償するには、別途、「地震保険」にご加入いただく必要があります。つきましては、あらためて地震保険のご加入についてご確認ください。なお、地震保険にご加入されない場合は、保険申込書の「地震保険ご確認」欄に署名または捺印されていることをご確認ください。^(注)

^(注)弊社所定のWebサイトでお手続きいただく場合は、「お申込み画面」の「地震保険は申し込みません。」欄にチェックされていることをご確認ください。

ポイント2 建物または家財の地震保険の「保険金額（支払限度額）」欄をご確認ください。

ご契約いただく地震保険（建物または家財）は、地震保険の「保険金額（支払限度額）」欄の保険金額の記載の有無で確認できます。

チェック⑧ 保険金をお支払いできない主な場合や告知義務・通知義務の内容についてご確認ください。**ポイント 重要事項説明書をご確認ください。**

保険金をお支払いできない主な場合や告知義務・通知義務の内容について、重要事項説明書で必ずご確認ください。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>